

『建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修』開催のご案内 (省令改正に伴う追加開催)

建設業労働災害防止協会宮城県支部

今年も熱中症が心配される季節を迎えようとしております。

熱中症の予防については、平成28年2月29日付けの厚生労働省通達により、平成28年は建設業が熱中症予防の重点業種に指定されております。

県内でも毎年のように死亡災害を発生させている熱中症。その予防のため、現場における指導者を対象に、標記研修を開催いたしますので、多数のご参加をお待ちいたします。

(令和7年6月1日付けで熱中症対策関連の省令改正が施行されます。)

1 受講対象者

- ◆ 現場作業における熱中症予防のため指導業務に当たる次の方々
 - ◎店社一管理者、安全衛生担当者、衛生管理者・推進員
 - ◎現場一管理者、安全衛生担当者、職長等

2 研修内容

時間数	講 習 科 目
30分	熱中症の症状
2時間30分	熱中症の予防方法
15分	緊急時の救急措置
15分	熱中症の事例

3 開催日時及び場所

日 時： 令和7年7月2日（水） 10時15分～15時10分

（開始より5分間はオリエンテーションを行います）

場 所： 宮城県建設産業会館 仙台市青葉区支倉町2-48

4 受講者定員 定員50名

5 受講料

建災防宮城県支部会員	8,000円（テキスト代、消費税含）
建災防宮城県支部会員外	9,000円（テキスト代、消費税含）

- 6 申込方法 当支部ホームページ「講習予約サイト」よりご予約後、登録したメールアドレスへ「予約受付メール」が送られますので、「予約受付メール」に記載された方法によりお申込み下さい。
受付後の取り消しについては、受講料の返却はいたしませんのでご了承下さい。

【申込書送付先】

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階
建設業労働災害防止協会宮城県支部
TEL 022-224-1797、FAX 022-265-5604

7 修了者には、修了証を交付します。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が

事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や

「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が

その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディルの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

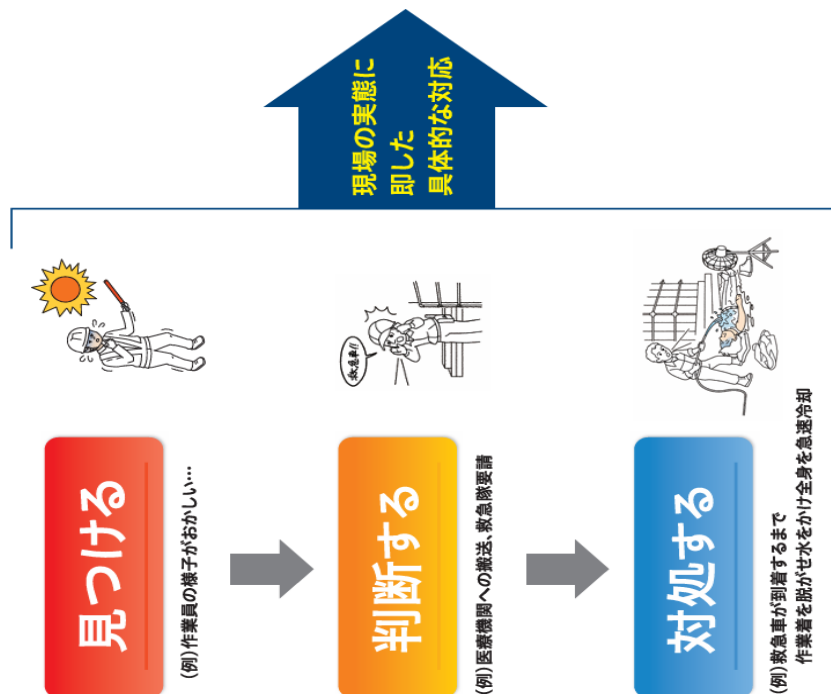
※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業